

千 環 保 第 5 5 号
平成28年6月24日

会員各位

一般社団法人 千葉県環境保全協議会
会長 宮之本 昭二
(公印省略)

千葉県循環社会形成推進功労者等の表彰における 被表彰者候補の推薦依頼について

拝啓

向暑の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、千葉県では毎年産業廃棄物排出事業所において、廃棄物処理法第21条に定める技術管理者等としての業務に多年にわたり従事し、産業廃棄物の適正処理に大きな功績があった方に対して、感謝状の贈呈を行っております。

当協議会会員が対象になる表彰は以下のとおりです。

- 産業廃棄物関係功労者（産業廃棄物排出事業者の部個人）
⇒県知事感謝状又は環境生活部長感謝状
- 循環型社会形成推進功労者（個人・事業所）
⇒県知事感謝状又は環境生活部長感謝状

つきましては、裏面の表彰区分と基準等をご参照の上、候補者の推薦に関する様式を電子媒体で入手ご希望の方は事務局までご連絡ください。

(当協議会ホームページよりダウンロードが可能です。)

敬具

☆ 申し込み期限

平成28年7月20日（水）までに事務局宛、ご送付ください。

送付先 及び お問い合わせ

〒260-0854 千葉市中央区長洲1-15-7
一般社団法人 千葉県環境保全協議会
事務局 TEL/FAX043-224-5827
E-mail kanhokyo@io.ocn.ne.jp

表彰の基準

【産業廃棄物関係功労者表彰（産業廃棄物排出事業者の部）】

産業廃棄物排出事業場において「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第21条に定める技術管理者等としての業務に多年にわたり従事し、産業廃棄物の適正処理に大きな功績があったと認められる者

表彰の種類	選考基準※	提出書類
千葉県知事感謝状	従事年数20年以上で 過去に部長感謝状を受賞していること 年齢50歳以上	審査票 様式1の1 (表題の知事か部長に○)
環境生活部長感謝状	従事年数15年以上 年齢45歳以上	

※基準年度は、平成28年4月1日とする。

【循環型社会形成推進功労者表彰（産業廃棄物排出事業者の部）】

廃棄物の発生抑制、再使用、再利用の推進に向けた活動に継続的に取り組み、循環型社会の形成促進に向けた功績が大きいと認められる個人・団体及び特に貢献の認められる事業所

表彰の種類	選考基準※	提出書類
個人（県知事感謝状）	従事年数概ね10年以上 年齢60歳以上	審査票 様式1の1
		推薦調書 様式1
個人（環境生活部長感謝状）	従事年数概ね7年以上 年齢55歳以上	審査票 様式1の1
		推薦調書 様式1
事業所	審査票のみ	審査票 様式1の2
		推薦調書 様式2

※基準年度は、平成28年4月1日とする。